

EAE マーク使用規定

一般社団法人 電磁環境・電磁場防護製品評価協会

第1条（目的）

この規定は、EAE マークを使用するに当たって必要な事項を定めるものです。

第2条（EAE マークの使用）

認定を受けた EAE マーク施設・商品には、それぞれに付与された EAE マークを使用して下さい。

なお、会員または賛助会員は EAE 協会マークやロゴを利用して、その施設・製品の広告・宣伝に際しても、EAE マークの趣旨などを紹介することによって、電磁環境、並びに電磁波を発生する個々の設備や機器に対して電磁界に対する安全性に関する消費者の理解を深めるようにして下さい。

第3条（EAE マークの使用方法）

EAE マークの使用に当たっては、別に定める「EAE マーク使用の手引」を遵守して下さい。

第4条（EAE マーク使用契約の締結）

EAE マーク使用者は、一般社団法人電磁環境・電磁場防護製品評価協会との間で使用契約を締結します。

初めて EAE マークを取得された際に、EAE マーク商品認定審査申込に対する結果通知書（以下、認定通知書という。）の発信日から 60 日以内に、この契約を締結して下さい。契約締結日は、認定通知書の発信日となります。

使用契約の有効期間中に EAE マーク使用者が二商品目以降の認定を受けた場合、当該 EAE マーク商品は締結中の使用契約の別紙「設備目録」または「製品目録」に追加され、自動的に当該使用契約の適用を受けることとなりますので、改めて契約手続きを行っていただく必要はありません。

第5条（EAE マーク認定後の損害賠償等の補償有効期間）

EAE マーク認定された施設や設備、器機に対する損害賠償等の補償有効期間は、途中での EAE マーク商品認定の取り消しや使用契約の解除がない限り、EAE マーク使用契約書の締結日から EAE マーク認定書に記載の有効期限（当該商品の認定基準の有効期限が延長された場合には、その延長された日）までとなります。有効期間中に当該認定基準の改定が行われた場合、既に認定されている商品 については認定審査時（改定前）の認定基準を適用しますので認定はそのまま 有効となります。

EAE マーク損害賠償等の補償期間は、基準日毎にEAEマーク使用料1年分を請求書に記載の期日までに支払うことで実質1年間ごとに継続されます。基準日とは、認定通知日（契約締結日）の翌月の1日をいいます。この日から1年間分の使用料をお支払いいただくことで、1年間の認定が有効となります。このように1年ごとに使用料を支払うことにより、規定された有効期限まで施設や設備、器機に対する損害賠償等が有効となります。契約後に解約もしくは解除等により使用契約が消滅した場合には、当該商品の損害賠償等の補償は終了となります。

個々の施設や設備、器機に対する損害賠償等の保証期間は、施設に関してはEAEマーク掲載日から5年間とし、延長を申し出た場合は新規導入設備など前回調査時から変更があった部分に対して追加調査を行うことで、追加で延長5年とします。機器・設備については、機器・設備の納入後10年間とします。電磁波防護製品はその製品のメーカー保証期間内とします。

第6条（EAE マーク使用料）

EAE マーク使用料は、EAE マーク使用者ごとに、「EAE マーク料金規定」に従い、保有する全 EAE マーク商品に対する 1 年間の使用料金を一括してお支払い下さい。EAE マーク使用料の支払いは第5条に定める基準日から1年間を対象とします。以後2年目以降も、EAE マーク使用契約を継続されている限り毎年同じ期間になります。EAE マーク使用料のお支払いがない場合には、EAE マーク使用者の保有する全 EAE マーク商品について、EAE マーク使用契約は解除されたものとみなします。また、EAE マーク使用者側の事由により EAE マークの使用を中止した場合には、既納の使用料は返還できません。

第7条（不当な表示などの回避） EAE マーク商品の広告などに当たっては、不当景品類及び不当表示防止法その他の関係法令を遵守するとともに、消費者に好ましくない誤解を与えるような表示または表現は避けて下さい。

第8条（EAE マーク使用状況などの調査）

EAE マーク事務局は、EAE マーク事業の適正な実施を図るため、EAE マーク使用者に対しEAE マークの使用状況、EAE マーク商品の製造販売状況、EAE マーク商品の販売実績などについて報告・証明を求め、または必要な調査を行なうことがあります。

第9条（EAE マーク認定の取消しなど）

EAE マーク商品認定・使用申込書等の記載内容に虚偽があった場合、EAE マークが不正に使用された場合などは、EAE マーク商品の認定の取消しその他必要な是正措置をとります。EAE マーク商品の認定が取り消されたときは、EAE マークの認定期間中であっても、認定取消し日をもって EAE マーク使用契約は解除され、解除日以降に EAE マークを使用することはできません。